



半沢利貞

町有地貸付について

質問

中里スキー場周辺において個人に貸し付けた町有地をマンションに転貸していると言いますが、それは事実か。

町長答弁

当該地は平成三年に条例貸付地に変更しテナスコートを造成したものであり転貸と言えない。

質問

合併後五十年もたっている現在、条例6条に「貸付期間は七十年以内とし、地目別の貸付期間は規程により定める。ただし旧来の慣行により継続して貸付けることを妨げない」とあるが旧来の住民だけが有利になる条例の改正が必要と思う。当局の考えを伺います。

町長答弁

担当課に示唆し対応させたいと思っている。



町有地貸付条例も制定から50年、見直しが必要ではないか。

一

般

質

問